



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

〔会社名〕 極 東 貿 易 株 式 会 社  
〔代表者名〕 代表取締役社長 荒木 信哉  
(コード番号 8 0 9 3 ・ 東証第 1 部)  
〔問合せ先〕 理事 事業企画部長 大内 俊  
(TEL. 03-3244-3536)

### 防衛省からの違約金請求について

昨年 1 月 7 日付「防衛省向け輸入品価格に係わる過大請求等について」の発表以降、当該事案につきましては、これまでも調査動向等のお知らせを逐次行ってまいりました。

防衛省の調査は装備施設本部(中央調達)による調査と陸海空の地方部隊(地方調達)による調査とに分かれて進められてまいりました。同省の調査は未だ完了しておりませんが、これまでの結果として、本日(平成21年4月24日)、当社が納入した輸入品価格に係わる過大請求違約金の一部についての請求を防衛省より申し受けました。内容は同省中央調達に限定されるものであり、69件、過請求額は6億475万9970円、本件に係わる延滞利息は1億1974万3159円であり、合計で7億2450万3129円であります。

当社は、本請求を受け内容を精査致しました処、当該問題の取扱いについて同省との間に一部見解に齟齬はあるものの、添付にかかる平成21年4月24日付第三者調査委員会調査報告書をふまえ、当社として総合的に判断した結果、上記防衛省の請求を受け入れることと致しました。

平成 20 年 5 月 9 日付「防衛省向け輸入品価格に係わる過大請求に伴う引当金計上等について」にてお知らせしました通り、当社は平成 20 年 3 月期において、当該事案に対して 8 億 43 百万円の引当金を計上致しましたが、その後の調査対象期間の拡大及び同省との見解の相違等により、外部員からなる第三者調査委員会の意見と試算・提言を求めてまいりました。更に本日の中央調達請求額の内容から、その検討を重ねた結果、第三者調査委員会の判断を尊重し、平成21年3月期決算において、昨年度に計上した8億43百万円に加えて、今後地方調達等で請求が想定される事態に備え12億56百万円の違約損失引当金の追加計上をすることと致しました。なお、上記防衛省からの請求額は当該引当金に含まれております。

第三者調査委員会は、平成20年1月以降、約1年余にわたり、当社による防衛省に対する輸入品調達に係る過大請求事案に関し、その事実関係の調査のほか、再発防止策の策定に係る助言等を行ってきました。さらに、防衛省から当社の過大請求分についての返還請求があった場合には、

客観的に過大請求と判断される金額を返還するように提言されております。

本件に関する防衛省の調査は未だ完了しておらず、第三者調査委員会の調査も引き続き継続中ではありますが、現在の経過報告書としての第三者調査委員会による調査報告書を添付致します。

防衛省向け輸入品価格に係わる過大請求問題に関しましては、株主の皆様をはじめ社会の皆様にも多大なご迷惑とご心配を掛けましたことを、衷心よりお詫び申し上げますとともに、防衛省による最終的な調査終了に向け万全な協力体制を以って臨み、当該問題の早期解決に心血を注ぐ所存です。また、今後進展がある都度、適時お知らせすることと致します。

添付: 第三者調査委員会調査報告書

以上

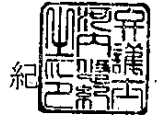
# 調 査 報 告 書

平成21年4月24日

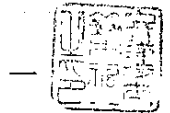
極東貿易株式会社  
代表取締役 社長  
荒 木 信 哉 殿

## 第 三 者 調 査 委 員 会

委員長 河 内 悠



委員 鈴 木 祐 一



委員 高 部 道 彦



委員 平 田 卓



委員 藤 田 耕 三



極東貿易株式会社（以下、「当社」という。）による防衛省に対する輸入品調達に係る過大請求事案に関し、第三者調査委員会（以下、「当委員会」という。）は、当社からの委嘱に基づき、下記のとおり、調査を行ったので、その結果を報告する。

記

## I 調査結果の概要

### 第1 調査の実施状況等

当委員会は、平成20年1月以降、約1年余にわたり、当社による防衛省に対する輸入品調達に係る過大請求事案（以下、「本件問題」ということがある。）に関し、その事実関係の調査のほか、再発防止策の策定に係る助言等を行ってきた。

このように調査期間が長期に及んだのは、当委員会として、当社による再発防止に係る措置の実施状況を見守る必要があったことのほか、防衛省による調査が現在も継続中であることなどによるものである。

後記のとおり、現時点においても、平成14年度納入前の取引やいわゆる間接調達に関し、防衛省による調査が継続中であり、当委員会は、当社が、これらの残された問題に対応するに当たり、今後も当社に対し適切な助言を行っていく必要があると考えている。

### 第2 当委員会の基本的な考え方

当委員会は、本件において問題となっている「過大請求」とはいかなる場合を言うのかについて、討議・検討を行ってきた。

その結果、当委員会としては、外国製造業者の見積書等の金額を上乗せするなどの改ざんを行った取引が直ちに過大請求に当たるわけではなく、過大請求に当たるか否かは、「予定価格訓令」等に基づく本件各取引のスキームを踏まえて判断される必要があり、当社のような国内販売会社が、外国製造業者から価格決定権限を与えられた外国販売会社が定めた価格又は外国製造業者との間で決定された当該輸入品の「品代」を基本とすることなく、外国製造業者又は外国販売会社に無断で、外国製造業者等の見積書等を改ざんして、同見積書等の価格を上乗せして請求した場合が過大請求に当たると判断した。

このように当委員会が判断するに至った具体的事情として以下の点を指摘することができる。

すなわち、防衛省においては、後記のとおり、従来、中央調達と地方調達において、その取引の際提出を義務づけられている書類に差異があった。

この点については、今回の一連の過大請求事案の発覚により、提出書類を中央調達及び地方調達において一本化する措置が講じられたようであるが、少なくとも、本件で問題とされている当社と防衛省との間の取引が行

われていた当時においては、地方調達では、防衛省と同省との間で直接取引を行う商社（本件における当社の立場、以下、「商社等」という。）との間に介在する「外国販売会社」の見積書等についても価格証明の証拠資料として提出することができたのに対し、中央調達においては、外国販売会社の見積書等を価格証明の証拠資料として提出することを認めず、外国製造業者の見積書等の提出を義務づけるという差異があった。

防衛省において、当該取引を中央調達とするか、地方調達とするかについての基準は公開しておらず、実際に輸入装備品を必要とするのは、陸・海・空の各自衛隊であることから、商社等は、まずは、地方部隊から輸入装備品の購入等に係る引き合いを受け、地方部隊に対し、外国販売会社の見積書等を提出することとなる。その後、商社等は、防衛省から、「当該取引は中央調達により行うこととなった。」との連絡を受けて、初めて、当該取引が、中央調達となったことを知り、既に提出した外国販売会社の見積額と同額の外国製造業者の見積書等を改ざん・作成し、これを提出することを余儀なくされる場合も少なくなかったと認められた。

外国製造業者から価格決定権限を付与された外国販売会社が、外国製造業者の販売価格に一定の手数料を上乗せするのは社会常識に属するところ（後記のとおり、防衛省参事官もこの事実を認めている。）、その取引が、中央調達となったからといって、外国販売会社の適式に発出した見積書等記載の見積金額が、過大請求に当たるとは到底言い難く、商社等が、価格決定権を有する外国販売会社が適式に発出した見積書等に記載された金額に基づき、その代金を請求する行為が過大請求に当たらないと考えたからである。

しかしながら、当委員会の調査の結果、当社においては、外国製造業者等に無断で見積書等の金額の改ざんを行うなどして、上記の意味での「過大請求」を行っていた事実が確認された。

当委員会は、上記の事実を踏まえ、防衛省から当社の過大請求分についての返還請求があった場合には、防衛省に対し、客観的に過大請求と判断される金額を返還するよう提言するとともに、二度とこのような不祥事を起こさないよう、当社に対し、再発防止に係る措置を徹底するよう強く求めるものである。

## II 当委員会設置の目的等

### 第1 当委員会設置の目的及び構成

## 1 当委員会設置に至る経緯及び目的

防衛省は、平成19年11月22日に発覚した株式会社山田洋行による輸入装備品価格に係る過大請求事案を踏まえ、一般輸入に係る契約実績のある企業について、調査を実施していたところ、同年12月末ころ、当社は、防衛省から、平成14年度から平成18年度までに同省との間で締結した潜水艦搭載用の通信アンテナの調達に係る契約について、当社による見積書の改ざん及び過大請求の疑いがある旨の指摘がなされた。

当社は、上記指摘を受け、直ちに社内調査を実施した結果、防衛省との間の上記取引の一部について、防衛省指摘のとおり、当社による見積書の改ざんの事実があることが確認された。

そこで、当社は、上記判明した事実を同省へ報告するとともに、中立・公正な立場から、防衛省との間の取引全体について、同様の問題が存在しないかを調査するため、下記委員において構成する当委員会を設置することとし、当委員会に対し、防衛省との輸出品調達に係る契約に関する過大請求の有無、金額等について明らかにするとともに、その再発防止策の提言を求める旨の委嘱を行った。

## 2 当委員会の構成

委員長：	河内 悠紀	(弁護士 元大阪高等検察庁検事長)
委員：	鈴木 祐一	(弁護士 元東京地方検察庁特捜部検事)
	高部 道彦	(弁護士 元東京地方検察庁検事、法務省刑事局参事官)
	平田 卓	(公認会計士)
	藤田 耕三	(弁護士・極東貿易株式会社監査役 元広島高等裁判所長官)
補助者：	中澤 智憲	(弁護士)
	帯刀 康一	(弁護士)
	中村 香	(弁護士)

## Ⅲ 当社の概要等

### 第1 当社の沿革

当社は、第二次世界大戦後の昭和22年7月、GHQ（連合国軍総司令

部)による三井物産株式会社の解散命令を契機に、三井物産本店機械部のうち、鉱山課・化工課・輸出課・機械課の社員を中心としたグループが食糧品等の販売を目的とする三貿商事株式会社を買収し、資本金18万円、事業目的を①機械、器具、材料、その他雑貨の販売業、問屋業及び代理業、②工事請負業、③前各項に関連する事業を目的として設立された「東京機械工業株式会社」を前身とする、東京証券取引所一部上場の商社である。

昭和22年11月、資本金を500万円として設立された「東京工業株式会社」が東京機械工業株式会社の一切の業務を承継し、その際、事業目的を①機械、器具、材料、その他雑貨の輸出入の業務の代行及び国内販売業、②機械に関連する工事請負業、③前各項に関連する事業に変更するとともに、社名を「極東貿易株式会社」に変更した。

当社の創業直後の取扱品目は、重電設備、各種産業機械、装置などが中心であり、北海道の炭鉱地帯が主な納入先であった。

当社は、昭和23年1月に札幌支店、翌24年1月に大阪支店を開設し、その後も各地方の営業拠点となる支店、出張所を設置して国内の営業網を整備した。

中断されていた民間貿易が再開された昭和20年代後半になると、当社の業務に係る比重は、輸出から海外の先端技術、関連機械などの輸入に移り、これに伴い、当社は、先端技術に強い商社を指向し、現在の機械専門商社としての基盤を確立していった。

昭和28年12月、初の海外拠点としてニューヨークに出張員事務所を開設した後、昭和31年4月、現地法人「Far East Mercantile Corp.」(昭和59年9月に「KBK Inc.」に商号変更)を設立した。

その後も当社は、新規産業分野の開拓による販売商品の多角化を図り、昭和62年3月、東京証券取引所第二部へ上場し、平成12年3月、東京証券取引所第一部へ指定替えとなった。

現在、当社の取扱品目は、製鉄、重電、化学、自動車等の基幹産業向けから、資源開発・環境関連、通信・電子機器関連、生活関連分野に至るまで多岐に亘っている。

## 第2 当社の組織概要

### 1 部署構成

当社の組織は、社内の統制・管理にあたる管理部門と営業部門に分かれ、営業部門は以下の主たる13の部で構成される。

産業システム部  
通信電子システム部  
航空宇宙機器部  
計装制御部  
情報・環境機器部  
電子機器部  
資源開発部  
プラスチック部  
新素材部  
メディカル・メディアシステム部  
デジタル・オプト部  
フード・エンジニアリング部  
ユビキタス・プロジェクト・チーム

## 2 国内支店・出張所及び海外現地法人

札幌支店から大分出張所に至るまで、日本国内に5支店（札幌、名古屋、大阪、広島、福岡）、9出張所（室蘭、仙台、君津、千葉、知多、広畑、水島、大分、小倉）を設置し、各地方における営業拠点としている。

また、海外拠点として、台北支店及びKBK Inc.（ニューヨーク）・KBK Europe GmbH（ドイツ デュッセルドルフ）・当社有限公司（上海）の各現地法人がある。

## 3 防衛省との取引に関連する当社の部署

防衛省及び自衛隊を取引先とする当社の主たる部署は、航空宇宙機器部・通信電子システム部・電子機器部であり、各部の業務内容は以下のとおりである。

### （1）航空宇宙機器部

米国メーカーを中心に25社以上の輸入販売代理権を有し、防衛省のほか民間の航空機関連主要取引先に対し、輸入業務、アフターサービス等を提供しており、対防衛省関連の輸入に係る調達品として、自衛隊機用のカーゴハンドリングシステム、コクピット関連の計器類及び試験装置、関連ボールベアリング、戦闘機用多目的アビオニクス自動診断シス

テム、シュミレーションシステム、宇宙用レーザー装置、K-MAX ヘリコプター等がある。

## (2) 通信電子システム部

米国ロックウェル・コリンズ社の航空機搭載電子機器をコアビジネスとし、防衛省及び民間の航空機関連取引先への販売・サポートを行っていた。

さらに、GPS 関連機器（例：携帯型機器、精密時刻発生装置、送電線故障点標定システム）、レーザー関連機器（例：測距装置、3D レーザースキャナー、ワイヤーマーキング装置）、組込式リアルタイム並列信号データ演算処理コンピュータ、メタニカル・フィルター等の製品も取り扱っている。

なお、航空宇宙機器部及び通信電子システム部の設立経緯は以下のとおりである。

昭和23年	7月	営業第2部から営業第3部として新設
昭和41年	5月	営業第3部から特器部として新設
昭和57年	4月	特器部から特器第1部及び特器第2部を新設
昭和60年	2月	特器第1部及び特器第2部を統合、航空宇宙機器部へ改称
平成15年	4月	SDI部を統合、通信電気システム部を新設

## (3) 電子機器部

一般産業、防衛向け電子機器・各種試験装置、部品等、国内外の先端技術に基づく製品を幅広く取り扱う。

なお、電子機器部の設立経緯は、以下のとおりである。

昭和26年	5月	営業第1部から電気部として新設
昭和38年	12月	電気部から計測器部として新設
昭和43年	9月	計測器部から計測器第2部として新設
昭和60年	2月	計測器第2部から電子機器部へ改称
平成10年	4月	軽機械部を統合

## 第3 防衛省への納入に至る経緯

当社と防衛省との取引は、昭和31年に航空自衛隊に航空機用各種計器

を納入したのがはじまりとされる。

前記のとおり、当社は、三井物産株式会社の流れを汲む商社であるところ、設立の際、三井物産株式会社からコルスマン社とカーチスライト社の商権を引き継ぎ、代理店契約を締結するなど、外国製造業者の正規代理店として、練習機 T-33 に搭載したコルスマン社の高度計、スピード計、上昇計のほか、旧防衛庁が米軍から貸与された機種を搭載計器、通信機器などの補充を中心に旧防衛庁との取引を拡大していくこととなった。

旧防衛庁との取引が始まった当時の当社における取扱部署は営業第3部であったが、航空機部門の営業が活発化するとともに昭和41年5月、特器部が新設され、旧防衛庁との取引は同部に引き継がれた。

その後、特器部は、昭和57年4月、特器第1部と同第2部に分離するが、昭和60年2月に再び統合されて航空宇宙機器部に改称され、部門の一部分離や統合を経て、航空機課・宇宙システム課から成る現在の航空宇宙機器部の構成に至っている。

また、旧防衛庁との取引に関しては、他の部署の取扱物品に関しても営業第3部、特器部、航空宇宙機器部の系譜が代々窓口として対応してきたが、取引の拡大とともに平成10年ころから電子機器部や通信電子システム部という各部署が個別に対応するようになった。

なお、平成20年1月以降、当社は、防衛省から新規取引の停止処分を受けている。

#### IV 防衛省における輸入品調達のスキーム等

##### 第1 防衛省が行う輸入装備品等の調達業務の概要

###### 1 中央調達と地方調達

防衛省が行う輸入装備品等の調達業務は、会計法29条の規定により、防衛大臣（防衛省設置前は、防衛庁長官）とされているが、防衛省所管契約事務取扱細則第4条第2項の規定により、防衛省装備施設本部長のほか、陸海空各海上自衛隊の各幕僚長等に契約に関する事務が委任、分掌されている。

前者の装備施設本部が行う輸入装備品等の調達は、「中央調達」と、陸海空各自衛隊等において行われる調達は、「地方調達」と呼ばれている。

装備施設本部、陸海空各自衛隊のいずれも、輸入装備品の調達に係る入札又は随意契約の締結に当たり、当該装備品の見積書の提出を求めている

ところ、陸海空各自衛隊においては、提出を求める見積書について、「輸入品の契約希望者募集要領」（公示）において、「海外製造メーカー又は海外製造メーカーの認可を受けた者の正式見積を提出することができる者」としているのに対し、装備施設本部においては、「外国製造業者の外貨額の証明書」の提出を求めており、装備施設本部において、いわゆる外国販売会社の見積書を「証明書」として認めていない差異がある。

しかし、当該契約が、いかなる場合に装備施設本部とされ、あるいは、陸海空各自衛隊とされるかについての具体的基準を示す規定は一切見当たらず、防衛省は、海外製造メーカーの認可を受けた者の正式見積、すなわち、上記のとおり、当該見積価格が、外国製造業者から付与された価格決定権限に基づき、又は、外国製造業者との合意に基づき決定された FOB 価格（FOB 価格の意義については、後記参照。）と一致する場合については、これを「正当な見積価格」と認めていると考えられる。

この点について、防衛省経理装備局装備政策課が、平成20年4月、装備品納入商社に対して行った説明会において、現行制度の問題点として、「現行は、価格等を証明する資料の提出が義務づけられていない。」とした上、「また、これらの資料（当初契約時の見積資料等、筆者註）は、外国製造業者が発行する場合と、外国販売会社が発行する場合があり、外国販売会社が発行したものの場合、必ずしも適切な価格が記載されているか疑念を生じる場合があった。」として、「外国製造業者が発行した価格等証明資料の提出を義務づける。」としており、この事実から、従来、防衛省が、輸入装備品に係る調達契約において、外国販売会社が発行する見積書に基づく価格を「正当な見積価格」と判断していたことが裏付けられる。

このように、従来の防衛省の運用を踏まえても、本件に係る各契約において、予定価格の基礎となる FOB 価格に手数料が付加されること自体が禁じられていたわけではないことは明らかである。

## 2 調達契約が準確定契約であること

輸入装備品等はその用途の特殊性ゆえに相手方が特定の企業に限定されることが多く、最先端の技術を要すること、製造に当たり各種の許可等を要する場合が多いことから、競争契約になじまないとして、随意契約によることが多いとされる。もともと、平成18年度以降は、「1社入札」の形式にし、入札の方式がとられていた。

防衛庁における調達の方法には、契約代金額の確定の仕方で契約方法が区分されているところ、その種類として、『確定契約』と『準確定契約』

等があり、・・・準確定契約は、代金の額をあらかじめ定める基準に従って後日契約金額の範囲内で確定することとしている契約である。・・・(準確定契約として) 特定費目確定条項付契約がある。一般輸入契約の場合、保険の付保等の要否が明らかでないとき、外国為替の換算率その他特定の計算項目又は計算要素が明らかでないときで、契約の相手方に不当な利益が生じるおそれがあり確定契約によることが適当でない場合に、当該計算項目又は計算要素に係る代金額を後日の実績に基づいてその金額の範囲内で確定することとしている契約である。」(碓井光明・公共契約法精義281頁)とされている。

当委員会が調査対象とした輸入装備品調達に係る契約は、その大半が、特定費目確定条項付契約であり、「乙(売買契約にあつては売主、筆者註)が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目ごとに係る費用の金額(以下「実績額」という。)が特定費目ごとの金額に達しない場合は、その差額相当額(当該差額相当額に対応する総利益額を含む。)を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこえる場合は、契約金額をもって乙に支払われる代金として確定するものとする。」(「特定費目の代金の確定に関する特約条項」第2条)とされており、契約時より、実績額が少なければ、契約金額が減額されるのに対し、実績額が契約金額を超えても、その超える金額は、防衛省との間で直接の契約の相手方となる当社を含む商社等が負担することとされている。

## 第2 輸入品調達に係る予定価格の算定方法と問題点

### 1 予定価格等の意義

予定価格とは、「予決令第79条、第98条又は第99条の5の規定に基づいて、入札又は契約に先立って定め、落札決定の基準とする最高制限価格又は契約締結の基準とする価格をいう。」(「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第2条第3号、以下、「予定価格訓令」という。))とされており、輸入品調達に係る入札又は随意契約に際し、防衛省担当者において、あらかじめ算出することが義務づけられているものである。

同訓令において、後述の「計算価格」について、「予定価格の決定の基準とされる価格として計算される見積価格をいう。」(同訓令第2条第4号)とされ、「市場価格方式」については、「統制額(物価統制令(昭和21年勅令第118号)に規定する統制額(同令第3条第1項ただし書の規定による許可にかかる価格等の額を含む。))をいう。以下同じ。)、市場価

格その他売買の基準となる価格を基準として計算価格を計算する方式（同訓令第2条第6号）と定義されている。

## 2 予定価格訓令による輸入品調達に係る計算価格の算定方法

予定価格訓令は、「第2章 市場価格方式」の第2節において、「輸入品」の節を設け、以下のとおり規定している。

（計算価格の計算項目及び計算要素）

第23条 輸入品の市場価格方式による計算価格の計算項目及び計算要素は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 品代
- (2) 輸入手数料
- (3) 販売直接費
  - (イ) 銀行諸掛 信用状開設手数料  
輸入決済手形金利  
電信料  
船荷証券銀行保証料
  - (ロ) 陸揚通関及び国内輸送諸掛 立替金利  
港湾作業料  
倉庫保管料  
検査料  
税関貨物取扱手数料  
検数料  
税関関係手数料  
国内運賃
  - (ハ) 組立、検査、調査費その他の直接費
  - (ニ) 関税その他の税金

（2項、3項省略）

（計算価格の構成）

第24条 輸入品の計算価格は、前条に掲げる計算項目の合計額をもって構成するものとする。

（品代の計算）

第25条 輸入品の品代は、CIF 価格とする。ただし、契約条件の特性により C&F 価格、FOB 価格又はその他の輸入価格基準によることが

適当と認められる場合は、当該価格によることができる。

2 前項に定める価格は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第288号）第7条に基づいて本邦通貨に換算するものとする。

（手数料の計算）

第26条 輸入品の手数料の額の計算については、第18条の規定を準用する。

\*第18条 国産品等の手数料は一般管理及び販売費並びに支払利子及び利益の総額とし、次に掲げる計算式により、その額を計算するものとする。

$$\text{手数料(円)} = \text{品代(円)} \times \text{手数料率(パーセント)}$$

上記のとおり、予定価格訓令上、商社等が、輸入装備品等の納入に当たり、これに要した間接経費や利益の拠り所となるものは、輸入手数料以外にはない。

第25条に規定するCIF価格等の定義は、予定価格訓令には見当たらないところ、平成19年11月22日開催の防衛省・総合取得改革推進プロジェクトチームの第2回会合において配布された「資料2 一般輸入の現状と問題点」資料に、その説明がなされており参考となる。

すなわち、同資料は、「参考資料 輸入品の計算価格の計算項目及び計算要素（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令）」との表題のもとに、「品代」として、「CIF価格（C&F価格、FOB価格）」とされ、「\*FOB：売り主が貨物を本船に積み込むまでの製品代価、運賃・通関費等の諸経費などの一切の費用、危険負担をも含めたもので積込地での価格」、「\*C&F：FOB+積込地から指定仕向港（又は空港）までの運賃。「CIF：C&F+海上（航空）保険料」と記載されており、上記を踏まえれば、価格の多寡は、 $FOB < C\&F < CIF$ の順で増加する関係にあることは明らかである。

また、当社が、防衛省との契約に当たり、「実績額を証する書類」として提出を求められている書類のうち、「C&F価格等」について、「外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社、傍線筆者）及び外国輸出業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状」と記載されていることを踏まえると、予定価格訓令において、C&F価格の前提となるFOB価格には、外国販売業者等の手数料等が含まれることが予定されていると認められる。

なお、装備施設本部との契約、すなわち、中央調達における契約書においても、上記の「実績額を証する書類」に関する記載がなされている。

### 3 いわゆる、リセール・コミッション（以下、「RC」という。）について

本件において調査対象とした契約には、外国製造業者の正規の見積書自体に当社等のRCが付加されているものがある（以下、「RC案件」という。）ところ、RC案件は、本件で問題とされている過大請求には当たらない。

けだし、RCは、上記FOB価格に含まれるものであるところ、予定価格訓令においても、FOB価格における品代は、外国製造業者又は外国販売会社が、主体的にその価格を決定することができることが前提とされているからである。

外国製造業者と国内販売業者との間で、FOB価格における品代をいくらにするかについて合意がある場合は、外国製造業者が決定した販売価格と言わざるを得ない。

この点について、既述のとおり、防衛省は、「海外製造メーカー又は海外製造メーカーの認可を受けた者の正式見積を提出することができる者」を参加資格としているところ、RC案件についても、その見積額は、海外製造メーカー（外国製造業者）が作成した正式見積書と同一である上、小川秀樹防衛省参事官が、平成19年12月20日、参議院外交防衛委員会において、議員の質問に答えて、「この取引の場合でございますけれども、製造メーカーはラインメタル社でございます、最終的な調達は山田洋行との間でやっておるわけですが、その間に山田洋行とエイベックス社という二社の流通業者が入っておるわけでございます。その間で今申し上げました約9.4億円価格が上がったというわけですが、ほかの事案でありますようなメーカーのクォーテーションそのものを我が方が取得して、それをメーカーに送り返してそれが改ざん、事実と違うという事案ではございませんので、来ているクォーテーションがエイベックスのクォーテーションであるという関係もございまして、その間は流通マージンというのが一定程度入ると。ただ、それが、9.4億円というのが適正かどうかという議論はもちろんありますので、これは徹底的に調査をしたいと思っておりますけれども、現時点でそれが水増しだというふうに断ずるのは難しいということでございます。」と答弁しており、FOB価格に流通マージンが入ることについて、防衛省が、過大請求に当たるとの認識を持っていないということは明らかである。

もつとも、上記の防衛省の考え方を前提にすれば、外国製造業者のクォテーション（見積書）の場合、当該見積書に記載されている金額がFOB価格における品代と認定されることになると考えられ、この点は、当社において、過大請求に係る返還を行うに当たって考慮せざるを得ないと思われる。

すなわち、外国製造業者の見積書に記載された品代に当社又は外国販売業者の手数料が含まれているからといって、その手数料分が過大請求に当たらないことは前記のとおりである。しかし、外国製造業者の見積書等にその旨の記載がない場合、すなわち、見積書等に「品代」として手数料分の記載ないし手数料分を含む総額が記載されていない場合は、当該手数料が、「品代」として既に発生し、FOB価格に含まれるものか、その後、防衛省に当該輸入品に係る契約が締結された時点で発生したものか明らかでなく、後者であれば、過大請求となる疑いを払拭できないからである。

結局、この問題は、外国製造業者又は外国販売会社と当社との間の契約内容によって個別に判断せざるを得ないと考えられる。

#### 4 外国販売業者を通じた取引について

外国販売業者の見積書に一定の流通マージンが付加されることは当然であり、当該見積書の価格自体が、FOB価格における品代として、防衛省に対する取引が行われている場合や当該取引が確定契約であって、外国販売業者の見積書に記載された価額に基づき取引が行われている場合には、上記のとおり、小川秀樹防衛省参事官が、平成19年12月20日、参議院外交防衛委員会において、「現時点でそれが水増しだというふうに断ずるのは難しいということでございます。」と答弁しているのとおり、過大請求には当たらない。

したがって、当社と防衛省の取引の中、このような形態の取引については、過大請求に当たらないことから、当社に、返還義務は生じないと考える。

#### 5 輸入品装備品等に係る契約の手数料

当委員会は、上記のとおり、防衛省の定めた予定価格訓令を前提に、返還の要否について検討を行ったが、これとともに、防衛省が予定価格訓令に基づき、運用として定める輸入品装備品等に係る契約の実際の手数料率は、予定価格訓令の趣旨に沿ったものではなく、通常の経済取引からは、

大きくかけ離れたものであることを指摘せざるを得ない。

すなわち、予定価格訓令の輸入品の計算価格の計算項目の記載から明らかなどおり、商社等の手数料は、輸入手数料以外にはない。

予定価格訓令は、輸入手数料率の算定に当たり、同訓令18条を準用し、同条は、「国産品等の手数料は一般管理及び販売費並びに支払利子及び利益の総額とし、次に掲げる計算式により、その額を計算するものとする。手数料(円)＝品代(円)×手数料率(パーセント)」と規定しているところ、予定価格訓令には規定がないものの、実際の輸入手数料率は、これまでの当社の取引実態を踏まえれば、品代が、10万米ドルで約3%、50万米ドルで約2%に過ぎないと認められる。

これに対し、商社等は、外国製造業者や外国販売会社との協議、関係書類の翻訳業務や検査への立会等の業務に従事することはもとより、防衛省との輸入品調達に係る契約に当たり、以下のような重大なリスクを負担している。

すなわち、第1に、上記のとおり、輸入品の調達に係る契約は、当初の契約金額の範囲内で実費精算が行われ、特定費目(C&F価格)について、外貨額に増減が生じた場合、その上限を超えた増額は理由の如何を問わず認められない。また、契約時に円貨額で確定される海上保険料、倉庫保管料等については、契約時の為替レートより、円安となった場合には、商社等がその負担を強いられる構造となっている。

第2に、輸入品調達においては、その輸入品の納入までに2会計年度、3会計年度を要するものも少なくないため、特に、高額な物品の取引において外国製造業者から前金による支払を要求される場合があるところ、商社等は防衛省から支払を受けるまで立替払をせざるを得ない状況にあり、その間に負担すべき金利のリスクは多大である。このような場合、商社等と防衛省との間の契約に前払金に関する特約条項が付されることがあるが、このような特約が認められる場合は少ない上、防衛省が認める前金立替金利は上限付の実費精算であって、為替レートの変動等によって、実際の支出額が契約金額を下回った場合には変更契約により減額されるのに対し、契約金額を上回った場合には増額は認められず、増額分は商社等が負担を強いられる。また、後払契約の場合でも、物品の検査や請求金額の確定等の手続を経て防衛省から支払を受けるまで、商社等は約3ヶ月間の金利の負担を強いられているにもかかわらず、防衛省においてこの間の金利が考慮されていないという実情がある。

第3に、瑕疵担保条項に係る問題がある。すなわち、海外メーカーの標準ワランティ期間が、3か月や6か月である場合も、防衛省は、商社等と

の契約において、1年間を下回る保証期間を認めないため、商社等は、自ら、そのリスクを負担しなければならない。また、米軍では使用可能と判断される外観上の軽微な損傷等であっても、防衛省では、「不具合品」と認定される場合がある上、海外メーカーは、瑕疵の疑いがある輸入品の返戻に必要な輸送費用を負担しない場合が多く、この場合も、全額商社等の負担となる。

第4に、納入期限等に関する違約金の問題がある。すなわち、米国国務省の判断により、その納入遅延が生じた場合も、商社等の責めに帰すべき事由に当たるとされ、商社等は、一日あたり、代金の0.25%に相当する延滞金を支払わなければならない。

このような実情を踏まえると、商社等の手数料は、当該契約によって発生する直接経費にすら満たないものであり、予定価格訓令の規定する間接経費や利益等を手数料から捻出することは到底不可能と言わざるを得ない。

#### 6 防衛省が運用する手数料率では、間接経費も捻出することが困難であることを示す具体例

当社が防衛省との取引において、当該取引遂行に不可欠なものでありながら、契約外の支出であることを理由に当社がその負担をせざるを得なかった具体例としては以下のようなものがある。

##### (1) 付属品

契約にはないが艦船搭載の際に必要なコネクタ、ケーブル類の購入費用を当社が負担している。

契約前に海上自衛隊、整備会社、造船会社、当社（製造会社）にて数度にわたり会合を持ち、複合空中線のほかに必要となる付属品を取り決めたが、実際の搭載に必要な物と異なっていたため、当社が全面的に費用を負担し無償提供することとなった。

##### (2) 検査費等

複合空中線については、艦船搭載後に不具合が発覚すると、造船会社のクレーン使用等で莫大な費用を請求されるため（ただし、契約上負担義務は無い。）、当社負担で納入前に作動検査を行っており、これに要した費用を当社が負担した。

すなわち、初めての機材ということから造船会社に対する搭載支援、搭載後の作動確認、取扱方法の説明、不具合（疑義）発生時の検査・修理等を行うよう防衛省から指示があり、そのために要した費用を当社が負担した例や造船会社からクレーン代等の請求を受け、当社がその費用を負担した事例が存する。

## 7 原価計算方式との比較

予定価格訓令第2条8号は、「原価計算方式」について、「計算価格を構成する要素について企業会計原則等を援用して計算価格を計算する方式」と定義され、同訓令4条1項は、「計算価格は、市場価格方式により計算するものとする。ただし、市場価格方式により難しい場合は、原価計算方式により計算する。」と規定している。

したがって、予定価格訓令の原価計算方式に係る基本的な考え方、すなわち、「適正な利益」についての考え方は、予定価格訓令26条に準用される第18条の規定に係る「利益」に当然に当てはまると考えられる。

この点について、前掲確井384頁は、以下のとおり記述している。

「第5に、『適正な利益』が問題となる。利益率は、『基準計算利益率』を原則とするが、次の場合は、それぞれの率をもって利益率とすることができる。

- ① 基準計算利益率が当該事業の実績利益率より低率であるものにあつては、当該実績利益率を限度として、これに適当な調整を加えた率
- ② 基準計算利益率が当該事業の属する業種の標準的実績利益率と著しく相違する場合で、特に必要と認められるものにあつては、当該標準的実績利益率を限度として、これに適当な調整を加えた率
- ③ 基準計算利益率を適用することが当該事業の経営総資本の構成上の特性により実績にそわないと認められるものにあつては、基本払込資本利益率により計算される計算利益率と基本自己資本利益率により計算される計算利益率とのうちいずれか高率のもの率を限度として、これに適当な調整を加えた率

以上により計算した率が10%を超える場合は、10%（調達物品等の特性等により特に考慮する必要があると認められるものについては15%、これにより難いと認められるものについては、長官が指定する率）をもって限度とする。」

しかるに、前記のとおり、輸入品の手数料は、一般管理及び販売費並びに支払利子及び利益の総額であるにもかかわらず、約2%から3%に過ぎ

ず、輸入品の手数料から商社等が利益を捻出することは不可能である。

加えて、上記のとおり、原価計算方式による場合は、利益率が通常の場合でも総原価の10%（予定価格訓令第71条は、支払利子及び利益の算定方法として、支払利子及び利益＝総原価×支払利子及び利益率と規定している。）まで認められることからすると、実際の輸入手数料率（上記のとおり、約2%ないし約3%であって、少なくとも、昭和55年以降変更されたとは認められない。）は、原価計算方式による利益率と比較しても、その率自体が低率に抑えられていたことは否定しがたい事実である。

## V 当社の過大請求に伴う返還額の算定についての当委員会の考え方

### 第1 裁判例を踏まえた返還額の算定方法の基本的な考え方

#### 1 東京地裁判決の射程

東京地裁平成13年3月30日判決（判例時報1775号70頁）は、事業者が、輸入装備品等の製造請負契約等を締結するに当たり、計算価格の算定に影響を与える工数を大幅に水増しするなどした見積資料を作成・提示し、また、防衛庁の標準個別経費率調査に対して虚偽の申告を行うなどにより、経費率を不当に高く設定させたと認定した上、これらの行為は信義則上の義務に違反し、事業者は不法行為責任を負うとして、事業者の損害賠償責任を肯定した事案である。同判決は、事業者に対し、「適正に算定された予定価格に基づいて適正な内容の契約を締結するため、調本の原価計算各課に提出する見積資料には原価計算方式の考え方に従って合理的な根拠を有する資料に基づく適正妥当な数値を記載すべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当である。」旨判示しており、本件過大請求に関し、防衛省からその返還請求を受けた際、当社が負う法的責任は、信義則上の義務違反に基づく不法行為責任と認められる。

この点について、石破防衛大臣が、平成19年12月20日、参議院外交防衛委員会において、「ご指摘の金利でございますが、過払い額の返還請求は不法行為に基づきます損害賠償請求であると整理されておるわけでございます。契約ごとに過払いが発生した時点から請求額を納付した日までの日数に対しまして年率5%、これを掛けるということになると考えています。なかなか、この過払い額の倍返しということが今できるわけではございますが、今ご指摘になっております事案というのはこの特約条項の施行前に発生しておりますので、この倍返しというのは難しいと思っ

おります。」と答弁しており、防衛省も、その請求権が不法行為に基づく損害賠償請求権であることを認めている。

したがって、遅延利息の算定についても、特約条項の規定される以前の契約が問題となっている本件過大請求事案においては、遅延利息の利率は、民法所定の年5分の割合で計算されることとなる。

## 2 返還額の算定方法

当委員会は、当社が、防衛省との取引の一部について、信義則上の義務違反に基づく不法行為責任を負うことを前提に、当社が防衛省に対し返還すべき金額は、契約書に記載された品代金額と改ざん前の見積り価額の品代金額の差額を基本として算定すべきものと判断した（契約金額の変更に伴い、輸入手数料率等に変更が生じる場合があることを含む。）

すなわち、東洋通信機株式会社等の過大請求事案に関連した調達本部職員に対する背任、事後収賄、加重収賄被告事件に関し、東京高判平成16年11月26日（TKC 法律情報データベース28105272）は、

本件において、調本がP2に返還を求めべき金額は、P2の工数水増し申告がなければ契約価格として決定されたはずの金額と現実に決定された契約金額との差額であると考えらるべきである。何となれば、契約価格は、予定価格の範囲内で決定されるのであるから、あるべき契約価格は、本来算定されるべき予定価格が上限となるはずであるところ、予定価格は、予定価格訓令等に従って算定された計算価格を基にして決定されるのであるから、P2に対して返還を求めべき金額を計算するについても、予定価格訓令等に従い、調本が通常契約締結の際に行う計算方法によるべきことは当然である。予定価格訓令等の計算の基準が取引相手方企業に直接適用されるとまではいえないとしても、調本が、予定価格訓令等に基づいて算定した計算価格を基に予定価格を定め、予定価格の制限の範囲内で契約を締結すべきものとされており、この契約に必ず取引相手方企業側もそのことを十分認識した上で契約関係に入るとは当然のこととして理解されていたものであって、P2に対して返還を求め金額を決定するについて、予定価格訓令等に従って算定される計算価格を基準として計算すべきであり、それ以外の方法によることはできないというべきである。

と判示している。

同裁判例は、いわゆる原価計算方式に係る事案であって、予定価格訓令に基づき一般管理費等が勘案されており、市場価格方式とは同列には扱えないものの、返還額の算定方法の基本は、上記裁判例の考え方を参考にすべきものと考えられる。

## 第2 平成14年以降に納入した輸入品に係る契約に関する返還額の具体的算定について

### 1 平成14年度以降に輸入装備品を防衛省に納入した契約について

当社が防衛省に対し平成14年度以降に輸入装備品の納入を行った契約の全件数（過大請求に該当する取引と過大請求が行われていない契約の両者を含む。）は、平成12年度から平成19年度までの間に、中央調達分が189件、地方調達分が619件の合計808件であり、契約金額の総額は、199億1495万1455円に達している。

### 2 平成14年以降の納入分中の過大請求事案とその返還額について

当委員会が、その調査を通じ、当社において、外国製造業者等に無断で、外国製造業者等との間で合意した「品代」に代金を上乗せするなどして、防衛省に対し過大請求を行っていたことを確認し得た契約件数は、中央調達に係る平成14年度以降の納入分189件のうち、69件であり、防衛省に対し、過大請求分として返還を行うべき金額の総額は、当社が契約外で負担した金員等である損益相殺分を控除しない場合、

686,531,797円

（平成21年3月31日までの民法所定の年5分の遅延損害金を含む。）

と試算された。

当委員会の委員から、防衛省が当社に対し過大請求として返還を求める法律上の根拠が、不法行為責任であることから、当社が防衛省に対し過大請求分の返還に応じるに当たり、前記IV第2・6記載の「防衛省が運用する手数料率では、間接経費も捻出することが困難であることを示す具体例」において指摘した事情等に基づき、当社は損益相殺の主張を行うべきであるとの見解が示されたことを付言する。

なお、地方調達分等については、現在、当委員会において、引き続き調

査中であることなどから、今回の報告書には、その件数及び具体的金額を明示することができない。

### 第3 平成14年度納入前に係る契約について

#### 1 平成14年度納入前に係る契約における過大請求の有無の確認

当委員会において、平成14年度納入前に係る契約についての調査を実施したが、以下の理由により、過大請求か否かを判断するに不可欠な見積書等の証拠資料が廃棄済みであるため、過大請求の有無を確認することができなかった。

すなわち、当社の書類保存期間は、

経理元帳	10年
支払伝票（経理）	7年
支払伝票（海外）	5年
INVOICE（日本）	7年
INVOICE（海外）	5年
QUATATION	3年から5年
取引契約書	10年

とされているところ、平成14年納入前の契約についても、経理元帳及び取引契約書は保存されていたものの、見積書等の改ざんの有無を確認するために必要な INVOICE 等は、国内・海外とも廃棄処分済みであって、過大請求の有無を確認することができなかった。

#### 2 平成14年度納入前に係る契約についての当委員会の考え方

防衛省が有する本件過大請求に係る請求権は、上記のとおり、信義則義務違反に基づく不法行為責任であって、そもそも防衛省側が見積書等の改ざん事実の主張・立証責任を負っているところ、改ざんされた見積書等が存在せず、過大請求の事実を確認できない以上、当委員会が、根拠もないのに、過大請求の事実を肯定することは、困難と言うほかない。

本件過大請求が継続的に行われていたことを踏まえると、平成14年納入前においても、見積書等の改ざんによる過大請求が行われていた可能性は払拭できないものの、当時の当社の担当者は、退職している者も少なく、かつ、在籍者についても記憶がない旨ヒアリングにおいて答弁して

いる。7年以上も過去の事実について、当時の当社の担当者の記憶を云々すること自体無理があり、この点からも、当委員会において、過大請求を認定することは困難であると言わざるを得ない。

加えて、過大請求に当たるか否かは、個々の契約毎に判断されるべきところ、平成14年度以降納入分についても、過大請求が行われた契約とそうでない契約が存在する以上、過大請求がなされた契約を特定する必要があり、契約を特定する上でも、改ざんされたことを示す証拠が不可欠であることは明らかである。

## VI 当社の再発防止策への取組状況

### 第1 企業倫理・コンプライアンス委員会における再発防止策の検討

当社は、平成18年4月10日、企業倫理及びコンプライアンスに関する基本方針・計画の起案及び進捗管理等、コンプライアンス違反事案の調査・再発防止策の審議等を目的（企業倫理・コンプライアンス委員会規程第7条）として、企業倫理・コンプライアンス委員会（以下、「コンプライアンス委員会」という。）を設置し、当社のコンプライアンス体制の強化に努めてきた。同委員会は、委員長、代表取締役会長入江邦彦、副委員長、専務取締役佐藤博史、委員、上席執行役員星野泰通、同雨宮皓、執行役員小川幸雄、同社理事・人事総務部長齋藤壽士、法務・審査室長種房伸介のほか、社外委員の弁護士豊泉貫太郎を構成員（平成20年3月13日現在）とするところ、平成20年3月13日開催の当社コンプライアンス委員会において、本件を受け、外部委員から、従来のコンプライアンス委員会の取組が、「教育や体制構築のみに止まっていた。」との指摘がなされるとともに、「当社としては、このような問題を二度と起こさないよう再発防止策を早急に策定する必要がある。」として、現場責任者の意識改革の必要性が強く認識されるに至った。

当委員会は、このようなコンプライアンス委員会の取組をサポートするため、当委員会として、平成20年4月以降、再発防止策の提言を行うとともに、コンプライアンス委員会の取組状況を見守りつつ、その実施状況を検証することとした。

当委員会は、本報告書作成時点で、改めて、本件後の当社の再発防止策の実施状況を検証し、当社の再発防止策の取組が、実効性をもって進捗していると認識しているところである。以下、これまでの実施状況等について説明する。

## 第2 当委員会が平成20年4月以降に行った再発防止策に関する提言

### 1 現場責任者及び担当者の意識改革の徹底

当委員会は、本件再発防止策の要として、現場責任者及び担当者の意識改革を図ることが喫緊の課題であると判断した。すなわち、当委員会のこれまでの調査の結果、証拠上、防衛省に対する平成14年度納入に係る契約以降同19年度納入済み契約までの特定の契約について、継続して、見積書の改ざん等による過大請求が行われてきた事実が認められたことを踏まえると、現場責任者が、目先の利益の確保を優先し、従来から行われてきた取引「慣行」にのみ目を奪われ、安易に先任者の取扱いを踏襲してきたことが最大の原因であると考えられた。そこで、このような原因を除去するために採り得る措置として、当委員会は、平成20年4月以降、以下のような提言を当社ないしコンプライアンス委員会に行った。

### 2 当委員会の提言の内容

すなわち、当社現場責任者及び現場担当者に対し、「たとえ従来から行われてきた取引であっても、その取引に問題があると判断した場合には、そのような取引をしてまで利益をあげようとする必要はない。」ことが当社の経営層の強い意思であることを、明確に認識させるとともに、現場担当者等が疑問を抱いた案件については、平成18年7月に設置された「ヘルプライン」をより実効性のあるものとし、早期に問題を解決する体制を整備することを提言した。

加えて、当委員会の報告書の提出を契機に、改めて、従業員の意識改革を徹底するため、従業員にコンプライアンス遵守の誓約書を提出させること、また、外部講師等によるコンプライアンス教育を徹底させる必要があること、コンプライアンス体制強化のための組織改革として、各部門にコンプライアンス責任者を設け、組織的な意識の向上を図ること等についての提言を行った。

## 第3 再発防止策の取組状況

### 1 経営トップのコンプライアンスの徹底に向けた意思表示

当社は、既に、経営トップが、上記のとおり、「たとえ従来から行われ

てきた取引であっても、その取引に問題があると判断した場合には、そのような取引をしてまで利益をあげようとする必要はない。」ことを含め、コンプライアンス遵守に強い決意をもって臨んでいることを当社役職員全員に周知させた。もとより、海外の当社関連部門にも同様の措置が講じられている。

さらに、本件を踏まえ、従来の「グループ企業行動憲章」及び「役職員行動規範」（名称を「役職員行動基準」に変更）を上記の視点で改訂済みである。

後記のとおり、「ヘルプライン」の適用拡大等を踏まえ、コンプライアンスガイドラインを改定し、日本語版だけでなく、英語版も作成して、海外の当社関連部門に配布済みである。

## 2 役職員のコンプライアンス意識の向上

当社従業員に、コンプライアンス上、問題のある案件について、これをかぎ分ける意識を高めるためには、従業員に対するコンプライアンス教育が重要であることは言うまでもない。当社は、平成20年8月、新入社員向けのコンプライアンス研修を、同年10月、当社役職員全員を対象に、「事例で学ぶコンプライアンス」研修を実施した。

加えて、外部講師によるコンプライアンス研修については、この分野で著名な立教大学大学院池田耕一教授に外部講師を依頼して、研修を実施している。

また、役員及び部長級以上の幹部職員からは既に誓約書を徴求済みであるところ、従業員のコンプライアンス意識を高めるため、当委員会の本報告書の提出を契機に、改めて、当社従業員全員から誓約書を徴求する予定である。

## 3 コンプライアンス体制強化のための措置

上記の当委員会の提言を踏まえ、各部門にコンプライアンス責任者が置かれた。各部門のコンプライアンス責任者は、各部門の長である執行役員、部室長とし、上記のコンプライアンスガイドラインの改訂と同時に施行された。

また、例えば、従来、経理部門は、各営業部門から上がってくる数字上の「結果」のみをチェックするものであったが、これを改め、業務プロセスに関する文書等についても、内部統制報告制度への対応作業等を利用す

るなどして、内部監査の実効性を向上させるべく、検討中である。

#### 4 ヘルプライン体制の充実・強化

当委員会の前記提言を踏まえ、「ヘルプライン規程」の改正が行われ、当社従業員が、コンプライアンスに係る悩みを抱いた際に、より相談しやすい体制の整備が図られたところであり、今後、その運用実績の向上が望まれる。

以上